

和地山公園

施設使用料（単位：円）

野球場

場所・利用区分		午前9時から午後5時まで （5月1日から8月31日まで は、午後7時まで） 2時間につき
野球場1～4（土・芝）	一般 1面につき	1,780
	小学校の児童及び中学校の生徒	890
	1面につき	

備考

1. 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで若しくは午後3時から 午後5時まで又は午後5時から午後7時まで（5月1日から8月31日までの間に限る。）とする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後5時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる

球技場

場所・利用区分		午前9時から午後9時まで 2時間につき
球技場（土）	一般 1面につき	1,780
	小学校の児童及び中学校の生徒	890
	1面につき	
球技場照明灯	1面30分つき	990

備考

1. 利用時間は、午前9時から午前11時まで、午前11時から午後1時まで、午後1時から午後3時まで、午後3時から午後5時まで、午後5時から午後7時まで又は午後7時から午後9時までとする。

2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午前9時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

場所・利用区分	集会所	
	午前9時から午後6時まで 1時間につき	午後6時から午後9時まで 1時間につき
大ホール全面	610	1,220
大ホール半面	300	610
小ホール	150	300
備考		

1. 利用時間の開始は正時からとし、利用時間の終了は正時までとする。
2. 利用時間を15分以上超過し、又は繰り上げて利用する場合の当該超過又は繰上げに係る利用料金は、次のとおりとする。
 - (1) 所定の利用時間内に利用する場合は、当該超過し、又は繰り上げた時間の属する利用時間区分の利用料金に相当する額
 - (2) 所定の利用時間外に利用する場合は、1時間につき、午後6時から午後9時までの間の1時間当たりの利用料金の1.5倍に相当する額
3. 利用料金を算定して得た額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

設備利用料金

集会所冷暖房使用料		
場所・利用区分		金額
大ホール全面	1時間につき（15分未満の端数は	360
大ホール半面	切り捨て、15分以上は1時間とす	180
小ホール	る。）	90

野球場・球技場設備使用料			
場所・利用区分	金額	摘要	
机	1日につき	30	1脚
補助いす		20	1脚
コンセント		110	1口（1.5kw以下）
天幕		260	1張